



まもろうネットニュース第31号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和6年7月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



▼令和5年度 登別市消費生活センター相談報告

	令和5年度	令和4年度	増減
相談件数	221件	268件	47件減少

●相談の特徴

	令和5年度	令和4年度	増減
不審なメール、架空請求等	33件	44件	11件減少
インターネット通信サービス等	30件	21件	9件増加
健康食品関連	12件	14件	2件減少
化粧品関連	22件	31件	9件減少

健康食品、化粧品関連では定期購入によるトラブルが多く、全体としては特に通信販売でのトラブルが多かったため、今回は通信販売利用時の注意点についてご紹介します。

▼そのサイト大丈夫？ ネット通販で商品を購入する前に確認を！

インターネット通販で注文したが、「商品が届かず事業者と連絡がとれない」「商品が模倣品だったため税関で没収された」など悪質な通販サイトとのトラブルが寄せられています。悪質な通販サイトの特徴を知り、少しでも怪しいと感じたら注文をしないようにしましょう。次のような特徴が見られる場合は、注文する前に信頼できるウェブサイトか否かを慎重に判断してください。

- ・サイト内の日本語が正しく表記されていない。
- ・ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- ・市場では希少なものが入手可能となっている。
- ・振込先口座の名義が個人名である。
- ・キャンセル、返品等ルールに記載がない。
- ・事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。

●消費者へのアドバイス

- 購入前に通販サイト内の表示や支払方法等をよく確認しましょう。
- 万が一、商品が届かない等のトラブルに遭ってしまったときは、クレジットカード会社など決済関連事業者にご相談しましょう。
- 越境消費者センター（※）ウェブサイトが悪質通販サイト情報を確認しましょう。
- 不安に思った場合には、すぐに消費生活センターに相談してください。

※越境消費者センター：海外の事業者との間での取引でトラブルに遭った際のオンライン相談窓口



対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

見守り
新鮮情報

会員登録のつもり が…別サイトでの サブスク契約に

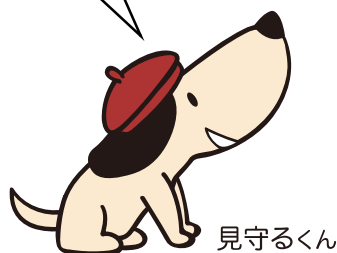


©Kurosaki Gen

フリマアプリの新規登録をしようと「スタート」というボタンを押して、クレジットカード情報などの入力を完了した。すると身に覚えのない海外事業者の動画配信サービスにつながってしまい「視聴期間は5日間で、キャンセルがなければ月額約7500円がカードから支払われる」と表示された。どうすればよいか。（60歳代）

ひとこと助言

そのスタートボタン
別サイトの広告かも！



見守るくん

- 国内事業者のサイトの利用時に表示された「スタート」「OK」などのボタン表示をクリックし、クレジットカード情報等を入力したところ、意図せず海外事業者とのサブスクリプション契約になっていたという相談が寄せられています。
- 「スタート」などのボタンは海外事業者の広告で、ウェブデザイン等で勘違いさせ、消費者に認識させないままサブスク契約に誘導しています。
- 「スタート」等の表示が、自身の登録しようとしているサイトの手続きボタンなのか、クリックする前によく確認しましょう。枠の端に小さい「x」印等があれば広告です。
- クレジットカードの請求はこまめに確認しましょう。
- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センター（<https://www.ccj.kokusen.go.jp>）でも相談を受け付けています。